

(法 学 部)

法学部懇談会は法学部における教育と勉学の充実向上をはかるため、教員と学生の父母とが懇談協力し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とした会です。主な事業として、地区懇談会の開催、各種奨学金制度、就職対策パソコン講習会の開催、資格取得、卒業祝賀会等への援助、会報等の発行を行っています。地区懇談会は全国の16ヶ所の会場とオンラインで開催し、大学側から学業成績やその他参考となる諸資料を提供して、出席されたご父母に、大学の近況、教務関係、学生関係、就職関係等についてそれぞれ説明し、質問や意見要望等について話し合います。個人面談ではより深く懇談していただけます。意見要望等はその後十分検討し、今後の教育の充実向上に生かしていく仕組みです。諸活動推進のため、ご父母各位のご協力をお願いいたします。

名城大学法学部懇談会規約（抜粋）

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

1. 普通会员 本学法学部学生の父母等及び専任教員
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛成する者

第6条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

懇談会費	普通会员（学生の父母等）	50,000円
------	--------------	---------

(経 営 学 部)

名城大学経営学部懇談会は、経営学部における教育と勉学の充実向上をはかるために、教員と学生の保護者とが懇談協力することを目的としています。この目的を達成するために、地区懇談会の開催及び懇談会会報を発行しています。新入生歓迎行事、卒業祝賀会、就職活動、各種資格取得、国際フィールドワーク（中国・アメリカ・台湾など）、学生ゼミナール活動などへの援助を行っています。

会費は、これらの事業を達成するための経費でありますので、保護者の皆様全員の納入をお願いいたします。

名城大学経営学部懇談会規約（抜粋）

第5条 本会は、次のうち会費を納めた者をもって組織する。

1. 普通会员 本学経営学部の専任教員及び学生の保護者。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛成するもの。

第13条 会員は、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

普通会员	保護者4年間	50,000円
------	--------	---------

(経 済 学 部)

名城大学経済学部懇談会は、経済学部における教育と勉学の充実向上をはかるために、教員と学生の保護者とが懇談協力することを目的としています。この目的を達成するために、地区懇談会の開催、懇談会会報の発行、また入学時のデイトーク、資格取得、ゼミナール活動、社会フィールドワーク、卒業祝賀会などへの学生奨励等の事業を行っています。

会費は、これらの事業を達成するための経費でありますので、保護者の皆様全員の納入をお願いいたします。

名城大学経済学部懇談会規約（抜粋）

第5条 本会は次のうち会費を納めた者をもって組織する。

1. 普通会员 本学経済学部の専任教員及び学生の保護者。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛成する者。

第14条 会員は別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

普通会员	保護者4年間	50,000円
------	--------	---------

(外 国 語 学 部)

名城大学外国語学部懇談会は、外国語学部の専任教員・学生の保護者を会員とする団体です。本会は、外国語学部における教育と勉学の充実、向上をはかるため、教員と学生の保護者とが懇談協力し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的としています。

この目的を達成するため、次のような事業を行います。

- (1) 教育と勉学の充実、向上にかかる経費の支援
- (2) 新入生歓迎会、卒業祝賀会の実施支援
- (3) 保護者説明会、保護者懇談会の実施支援
- (4) 会報誌の発行

名城大学外国語学部懇談会会則（抜粋）

第13条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

[保護者会員]	50,000円	(在籍期間有効)
---------	---------	----------

(情 報 工 学 部)

名城大学情報工学部懇談会は、情報工学部における教育と勉学の充実向上を図るため、教員と学生の保護者とが懇談協力し、大学及び学生の健全な発展を図ることを目的としています。

この目的を達成するための主な事業として、地区懇談会の開催、フレッシュマンセミナーへの援助、進路セミナーの開催、学生奨励制度、資格取得支援、TOEIC-IP試験援助、卒業記念パーティーの経費負担、会報の発行等を計画しております。

以上のような活動を推進するため、保護者の皆様全員のご入会と会費のご納入をお願いいたします。

名城大学情報工学部懇談会会則（抜粋）

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教員会員 名城大学情報工学部の専任教員
- (2) 保護者会員 名城大学情報工学部学生の保護者のうち会費を納めた者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛成し会費を納めた者

第14条 保護者会員及び賛助会員は、別表の会費を納めるものとする。

別表（第14条関係）

会員区分	会費
保護者会員	60,000円（在籍期間有効）